

○天草市新和緑の村条例

平成18年3月27日

条例第216号

改正 平成21年7月1日条例第44号

平成26年2月26日条例第9号

令和元年6月28日条例第4号

(設置)

第1条 農業者を始め地域内の各層が参加し、その活動を通じて観光農業の組織化並びに農業者等の就業機会増大及び農家経済の安定向上を図るとともに、都市生活者等に対し農村の自然環境及び農業に親しみ、これらに対する理解を深める機会を提供することを目的として、緑の村を設置する。

(名称及び位置)

第2条 緑の村の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
新和緑の村	天草市新和町小宮地11312番地

(施設)

第3条 新和緑の村（以下「緑の村」という。）の施設は、次のとおりとする。

- (1) 野営場等林間休養施設
- (2) 緑の村管理棟
- (3) 緑の村総合センター
- (4) 野外緑地広場・野外運動施設
- (5) 体験実習館
- (6) 簡易宿泊施設
- (7) ケビン
- (8) 給水施設

(休村日)

第4条 緑の村の休村日は、設けない。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを設けることができる。

(平21条例44・旧第6条繰上・一部改正)

(利用時間)

第5条 緑の村の宿泊利用時間は午後4時から翌日午前9時までとし、休憩利用時間は午前10時から午後3時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを臨時に変更することができる。

(平21条例44・旧第7条繰上・一部改正)

(利用の許可)

第6条 緑の村を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、緑の村の管理上必要があると認めるときは、前項の利用の許可について条件を付することができる。

(平21条例44・旧第8条繰上・一部改正)

(利用の制限)

第7条 市長は、緑の村を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、緑の村の利用を許可しないことができる。

- (1) その利用が公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (3) その利用が緑の村の施設又はその附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緑の村の管理運営上支障があるとき。

(平21条例44・旧第9条繰上・一部改正)

(利用許可の取消し等)

第8条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又はその利用の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第6条第2項に規定する利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 前条各号のいずれかに該当することが判明したとき。

2 前項の場合において、利用者が損害を受けることがあっても、市は、その責任を負わない。

(平21条例44・追加)

(使用料)

第9条 緑の村の使用料の額は、別表のとおりとする。

2 前項の使用料は、第6条の許可をする際に徴収する。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、使用料を後納させることができる。

(平21条例44・追加)

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平21条例44・全改)

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用の3日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、市長が相当の事由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(平21条例44・旧第13条繰上・一部改正)

(目的外使用又は権利譲渡の禁止)

第12条 利用者は、緑の村を許可目的以外の目的に使用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平21条例44・旧第14条繰上)

(造作等の制限)

第13条 利用者は、緑の村を利用するために特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(平21条例44・旧第15条繰上・一部改正)

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、緑の村の利用を終えたときは、直ちに原状に回復しなければならない。第8条第1項の規定により利用許可を取り消されたとき又は利用を停止されたときも、同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市がこれを執行し、その費用を利用者から徴収する。

(平21条例44・旧第17条繰上・一部改正)

(入村の制限)

第15条 市長は、公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある者に対し入村を拒み、又は退村を命ずることができる。

(平21条例44・旧第18条繰上・一部改正)

(指定管理者による管理)

第16条 緑の村の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により緑の村の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 緑の村の利用の許可に関する業務

(2) 緑の村の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が緑の村の管理上必要があると認める業務

3 第1項の規定により緑の村の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条ただし書及び第5条ただし書中「市長は、必要があると認めるときは、」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て」と、第6条から第8条までの規定、第13条及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により緑の村の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が緑の村の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定により緑の村の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が緑の村の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項（第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の利用の許可を受けた者とみなす。

(平21条例44・追加)

(利用料金)

第17条 第9条の規定にかかわらず、前条第1項の規定により緑の村の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に緑の村の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て

定めるものとする。

(平 2 1 条例 4 4 ・ 追加)

(利用料金の収入)

第18条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平 2 1 条例 4 4 ・ 追加)

(利用料金の減免)

第19条 指定管理者は、市長の承認を受け、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 4 ・ 追加)

(利用料金の不還付)

第20条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他利用者の責任に帰し得ない事由により利用できなくなったとき。
- (2) 利用の3日前までに利用の取消し又は許可事項の変更を申し出て、指定管理者が相当の事由があると認めるとき。
- (3) 市の都合により利用許可を取り消したとき。

(平 2 1 条例 4 4 ・ 追加)

(損害賠償)

第21条 利用者は、緑の村の施設又はその附属設備に損害を与えた場合において、原状回復ができないときは、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(平 2 1 条例 4 4 ・ 旧第 1 9 条繰下)

(立入検査)

第22条 利用者は、緑の村の職員が職務執行のため入村し、又は緑の村の利用について指示をしたときは、これを拒むことができない。

(平 2 1 条例 4 4 ・ 旧第 2 0 条繰下)

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平 2 1 条例 4 4 ・ 旧第 2 1 条繰下)

(過料)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由がなく利用時間が終わった後も利用を続ける者
  - (2) 第8条第1項の規定により利用の許可を取り消し、又は利用を制限したにもかかわらず、利用を続ける者
  - (3) 第15条の規定により入村を拒み、又は退村を命じてもお入村しようとする者又は退村しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
- 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

（平21条例44・旧第22条繰下・一部改正）

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の新和町緑の村施設の設置及び管理に関する条例（平成17年新和町条例第17号。以下「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
  - 3 第10条の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに利用許可を受けたものに係る利用料金については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成21年条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の天草市新和緑の村条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の天草市新和緑の村条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- 2 この条例（第2条から第7条まで、第28条から第31条まで及び第37条（天草市立病院の使用料等に関する条例別表の改正規定に限る。）を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った施設の使用に係る使用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う施設の使用に係る使用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第4号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。  
（使用料等に関する経過措置）
- 2 この条例（第5条、第20条から第22条まで、第25条（天草市立病院の使用料等に関する条例別表の改正規定に限る。）及び第26条の規定を除く。）による改正後の使用料及び占用料に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日以後に納付するものについて適用し、施行日以前に行った使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日前又は施行日以後に納付するもの及び施行日以後に行う使用、占用又は利用に係る使用料又は占用料で施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

別表（第9条、第17条関係）

（平21条例44・平26条例9・令元条例4・一部改正）

施設名	使用料		
	区分	単位	金額
バンガロー	6人用	1泊	6,600円
		休息1時間	550円
	4人用	1泊	4,400円
		休息1時間	550円
ケビン	6人用	1泊	16,500円
		休息1時間	1,100円
キャンプ場	貸出しテント	1張	1,650円
	持込みテント	1張	1,100円

	オートキャンプ	1台	2,200円		
総合センター	研修室	昼間1室3時間	1,100円		
		夜間1室3時間	1,650円		
	トータルライフ施設	自給農産物加工施設	味噌づくり(100kg)	1工程	5,500円
			製麺機	1工程	1,100円
			回転式加圧釜	1回	1,100円
			三重釜	1回	550円
			ミンチ機	1回	550円
			圧搾機	1回	550円
			消毒槽	1回	550円
			真空包装機	1回	550円
家事共同作業施設	1回	1,100円			
運動広場施設	テニスコート	2時間	1,100円		
簡易宿泊施設	1棟貸切り	1泊	33,000円		
	1棟貸切り休憩	1時間当たり	1,100円		
体験実習館	研修室	一般(高校生以上) (4時間以内)	110円		
		小・中学生(4時間以内)	60円		
	木工実習室	一般(高校生以上) (4時間以内)	330円		
		小・中学生(4時間以内)	110円		

(備考) 真空包装機の袋代は、別納とする。ミンチ機については、基本料を30kgまでとし、10kg増ごとに160円の追加とする。